

出訴期間（第 14 条関係）についての検討課題

（参照条文）

（出訴期間）

行政事件訴訟法第 14 条 取消訴訟は、処分又は裁決があったことを知った日から三箇月以内に提起しなければならない。

2 前項の期間は、不変期間とする。

3 取消訴訟は、処分又は裁決の日から一年が経過したときは、提起することができない。ただし、正当な事由があるときは、この限りでない。

4 第一項及び前項の期間は、処分又は裁決につき審査請求をすることができる場合又は行政庁が誤って審査請求をすることができる旨を教示した場合において、審査請求があったときは、その審査請求をした者については、これに対する裁決があったことを知った日又は裁決の日から起算する。

これまでの議論及びさらに検討すべき課題

出訴期間の長さについては、行政事件訴訟法第 14 条第 1 項の定める 3 か月の出訴期間につき、そのままよいとする考え方、6 か月に延長すべきとの考え方などがあったほか、行政事件訴訟法第 14 条第 3 項の定める 1 年の出訴期間だけでは不都合が生じるか否かについて検討する必要があるのではないかと指摘があった。

処分を知った日から三箇月の出訴期間を定める行政事件訴訟法第 14 条第 1 項の規定は、処分の公告があった場合に公告があった日を知った日とするなど、適用において不明確さが生じているのではないかと指摘があった。

出訴期間の制限を受ける行政庁の処分の範囲については、出訴期間の存在意義をどのように考えるかという点を含め、取消訴訟の対象の検討におい

てあわせて検討が必要と思われる。

検討の基本となる考え方

A（現行の規定を存続）

取消訴訟の出訴期間については、現行法の規定を維持する考え方

B（6か月に延長）

「取消訴訟は、処分又は裁決があったことを知った日から三箇月以内に提起しなければならない。」と定める行政事件訴訟法第14条第1項の規定を「処分又は裁決があったことを知った日から六箇月以内」に改める考え方

C（原則1年、教示があった場合のみ3か月）

行政事件訴訟法第14条第1項の規定に代えて、書面である処分又は裁決において処分又は裁決の相手方が出訴期間の教示を受けた場合に、その処分の相手方が取消訴訟を提起するときに限り、その処分又は裁決の日から三箇月以内に取消訴訟を提起しなければならないこととする考え方

D（処分・裁決ごとに規定）

出訴期間の制限については、処分又は裁決ごとに個別に規定することとする考え方

E（第三者の利害に影響を及ぼす処分のみ原則一年程度の出訴期間とし、他は時効）

第三者の利害に影響を及ぼす処分又は裁決については、原則1年程度の出訴期間を設けることとし、それ以外の処分又は裁決については、実体法で時効の制度を定めることとする考え方

検討が必要と思われる問題点

(処分ごとに個別に出訴期間を定める場合の検討課題)

出訴期間の制限について処分又は裁決ごとに個別に規定する考え方については、取消訴訟の対象に関する C の考え方についてと同様の問題点が考えられる。